

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(平成26年4月:5%から8%、令和元年10月:8%から10%)

川場村の令和6年度決算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 51,078 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 547,897 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	113,586	71,574		257	6,991	34,764
	老人福祉事業	36,012	202		1,718	5,708	28,384
	児童福祉事業	201,539	134,423		5,686	10,286	51,144
社会保険	国民健康保険事業	34,215	13,597		0	3,452	17,166
	介護保険事業	62,697	2,455		0	10,087	50,155
	後期高齢者医療保険事業	62,936	8,189		0	9,167	45,580
保健衛生	保健衛生事業	36,912	4,552		186	5,387	26,787
合 計		547,897	234,992		7,847	51,078	253,980

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。